

令和 5 (2023) 年度
第二種特定鳥獣管理計画
(イノシシ) 実施計画

令和 5 (2023) 年 4 月

みよし市

この計画は、愛知県が令和3（2021）年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、みよし市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市の地域森林計画対象森林面積は145haであり、豊田市と隣接する北部地域が主な森林地帯である。森林地帯近くには農地があり被害を受けやすいと考えられる。

今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、山間部に隣接する平地にまで被害が広がる可能性がある

表1 林種別森林等面積(みよし市:民有林) 面積: h a 割合: %

総数	立木地								竹林	無立木地		
	針葉樹	広葉樹	人工林	天然林								
145	74	51.0	62	42.8	40	27.6	97	66.9	1	0.7	7	4.8

(出典) 2020年度愛知県林業統計書

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2（2020）年度のイノシシの分布域は、図1のとおりである。本市では、主に北部地域において生息が確認されている。

また、愛知県内の令和2（2020）年度末における生息数は約15,000頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30（2018）年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29（2017）年度の生息密度分布図（図2）においても、本市の北部地域に生息が確認できる。また、市北部の住宅街近くの農地や山間部でも市民からの目撃情報が寄せられている。

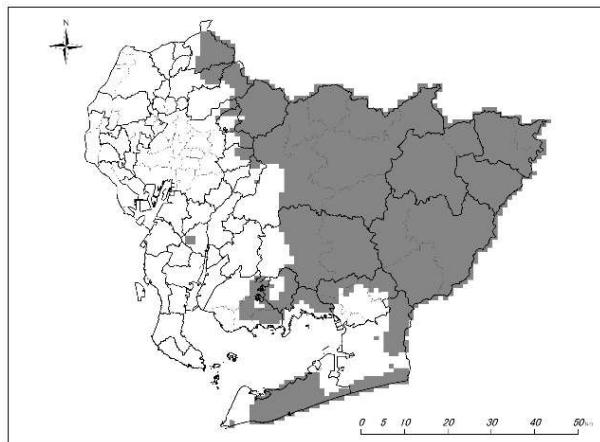


図1 愛知県における分布域
(令和2 (2020) 年度)

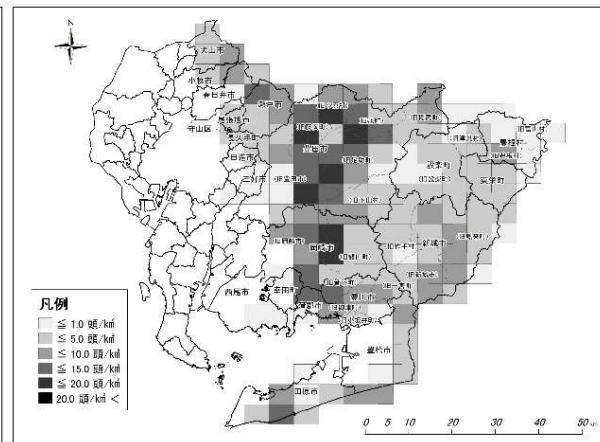


図2 愛知県におけるメッシュ別
生息密度(平成29 (2017) 年度)

(3) 被害の状況

市内の農作物の被害状況を表2に示す。また、愛知県における農業被害額を図3に、農業被害額の変化を図4に示す。

表2 みよし市における被害の状況

	令和元年 (2019) 度			令和2 (2020) 年度			令和3 (2021) 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
計	86	4.4	833	20	1.0	207	6	0.4	81

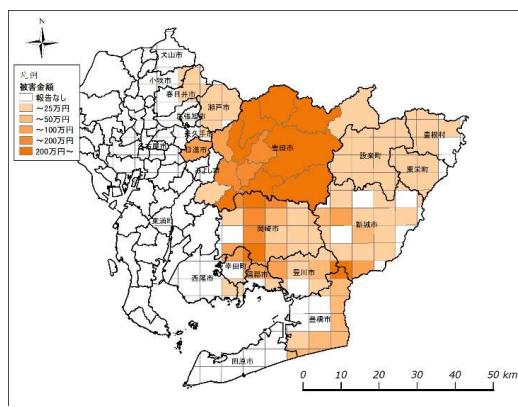


図3 愛知県における農業被害額
(令和2 (2020) 年度)

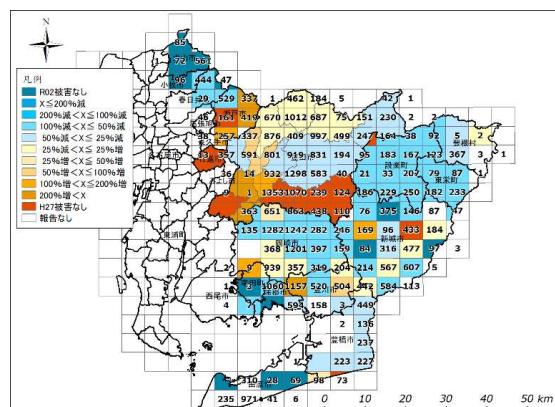


図4 愛知県における農業被害額の変化
(平成27 (2015) 年度
→令和2 (2020) 年度)

なお、本市においては農作物被害以外の被害並びに豚舎及び野生イノシシでの豚熱の発生は確認されていない。

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和2（2020）年度の捕獲分布図は図5のとおりである。

また、本市の令和3（2021）年度の捕獲数を表3に示す。

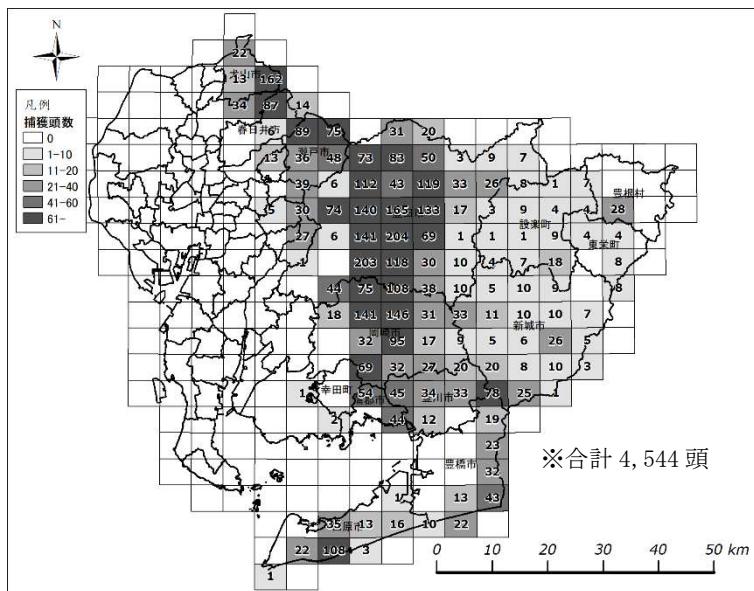


図5 愛知県における捕獲分布図
(令和2(2020)年度)

表3 みよし市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

単位：頭

捕獲頭数	捕獲手法別	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度 (見込み)
	銃	0	0	0	0
	わな	1	1	0	6
	計	1	1	0	6
(市産業課資料)					

イ 被害防除に係る対策

個々の農家が必要に応じて防護柵を設置し、それに対して経費の一部を補助している。

ウ 生息環境管理に係る対策

土地管理者及び農家に対し、刈払い等の適正な管理を促している。また、人家周辺の生ごみは地域住民へ適切に処分するよう促している。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努めている。

5 評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として防護柵等の設置、生息環境管理対策として藪の刈り払いが実施されており、その評価を表4に示す。わなによる捕獲は非常に効果があると考えられる。

表4 みよし市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対象		被害防除対策		
	銃	わな	防護ネット	防護柵	電気柵
減少	—	◎	—	○	○

生息環境管理対策	
藪の刈り払い	未回収農作物の回収
○	—

※ 評価は「◎=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、図6のように対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

本市は、「管理エリア」に該当する。管理エリアでは、農業等への被害防止を図るために、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。

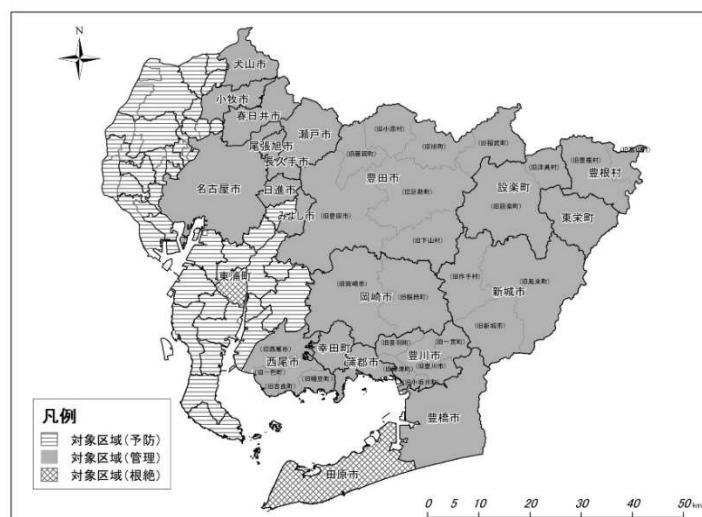


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	－（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	－

本市は、管理エリアに該当するため、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策及び生息環境管理等を総合的に行う。

- ア 農業被害等の未然防止又は減少
- イ 個体数を削減し、生息密度の低減
- ウ 生息分布の縮減
- エ 豚熱ウイルスの拡散防止

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を隨時確認、評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、本市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

以前の実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。計画を表5に示す。

表5 みよし市における令和5（2023）年度の捕獲計画（案）

捕獲手法別		合計
銃	わな	
0	6	6

(3) 計画を達成するために実施する対策

猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲おりを市内北部に設置する。見回り、餌やり及び捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託する。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるために、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

イノシシ被害を防除するためには、市が獵友会、地域住民等と情報共有するとともに、イノシシ被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的、継続的にイノシシ被害防除対策を実施することにより、農地及び人家周辺がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、これらの対策は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取組を進める。

(1) 電気柵の設置

電気柵の設置に当たっては、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛込み等により、イノシシに容易に侵入されないように注意する。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的に実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じる必要がある。なお、効果及び安全性確保のために、必ず専用機材（電源、柵線、絶縁部品等）を使用し、自作しないようにする。

(2) ワイヤーメッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤーメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地等の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止を組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。

設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置を検討する。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要があり、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組む。

9 生息環境管理に関する事項

次の環境整備を検討し、農地及び人家周辺への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

(1) 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施設や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

(2) 誘引物の除去

農地や人家周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者

及び農家は刈払い等の適正な管理に努める。また、人家周辺の生ごみはイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、地域住民へ適切に処分するよう促す。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努める。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

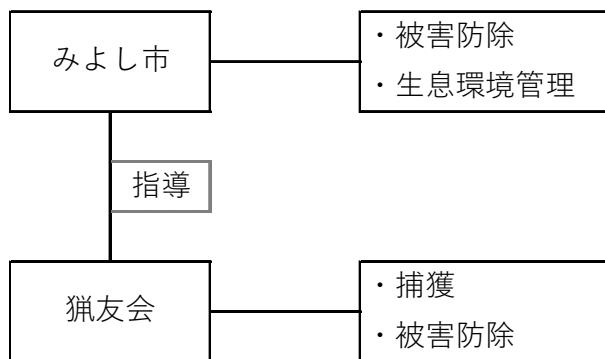
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策及び生息環境管理対策に係る内容を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息及び被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集及び把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。実施計画の運用に当たっては、下記の実施体制図のとおり進める。



(2) 市街地出没への対応

近年、他県ではイノシシが住宅地等に出没し、人身被害、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、本市でも今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、イノシシの出没を抑制するための対応、出没した時の対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲は、警察、市、獣友会等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、周辺住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。なお、関係機関の役割は表7のとおりとする。

表7 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
みよし市	住民からの通報を受けて、獣友会及び警察署との連絡調整並びに地域住民及び学校等への周知
愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課	市からの情報を受けての助言及び他市町村への情報提供
みよし獣友会	市からの出動要請を受けての現場対応
愛知県豊田警察署	住民からの連絡を受けて市への連絡、また状況に応じて現場への出動、住民への注意喚起及び避難指示等

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放棄で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、大型動物の錯誤捕獲発生時には、捕獲実施者から市へ連絡し、市から獣友会、警察等関係機関への連絡を行い、周囲の安全を確保したうえで当該動物を生息地に放棄する。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放棄は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を

行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「C S F・A S F 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてS F T S（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、平成26（2014）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。